

とりぎんバードスタジアム大型映像装置基礎ほか改修工事  
設計施工に係る技術提案説明書

とりぎんバードスタジアム大型映像装置基礎ほか改修工事の設計施工に係る技術提案については、関係法令に定めるほか、この説明書による。

1 工事概要

(1) 工事名 とりぎんバードスタジアム大型映像装置基礎ほか改修工事

(2) 工事場所 鳥取市蔵田地内

(3) 工事内容

ア 一般概要

本件工事は、大型映像装置の基礎工、照明4塔、受変電設備及びその他電気工事を行うものである。なお、本件工事の工種は、土木・建築・電気設備とする。

イ 施設概要

大型映像装置支柱・基礎工 一式

オペレーションルーム（放送室1・2）のサッシのフルオープン化 一式

投光器用幹線 一式

大型映像装置用幹線 一式

照明塔 4塔（フィールド内1500ルクス）

受変電設備（キュービクル） 2面

既設電灯掲示板解体 一式

(4) 工期 本契約締結の日から平成25年3月15日まで

(5) 工事の実施形態

ア 本件工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して最優秀提案者を選定する総合評価方式の工事である。

イ 本件工事は、別途提示する仕様書に示す基本性能を有する施設に関する設計施工一括発注方式の工事である。

ウ 本件工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 技術資料等の提出ができる者

技術提案参加資格確認申請書類及び技術提案書（以下「技術資料等」という。）を提出できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 共同企業体に関する要件

- ア 共同企業体は、2者又は3者による自主結成とする。
- イ 各構成員の出資比率は、2者の場合40%以上、3者の場合20%以上とする。
- ウ 代表者は、その出資比率が異なる場合はその出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はいずれかの者とする。
- エ 各構成員は、本件技術提案において他の共同企業体の構成員となることはできない。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ この公告の日から5の(1)の技術提案参加資格確認申請書類の提出期間の最終日までのいずれの日においても、鳥取市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱(昭和60年5月24日制定)に基づく指名停止措置(以下「指名停止措置」という。)を受けている者でないこと。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受け、その結果に基づき、技術提案参加資格確認申請書類の提出期間の最終日までに改めて入札参加資格を付与されていること。
- エ 他の共同企業体の構成員との間に次に掲げるいずれかの関係を持つ者でないこと。
  - (ア) 資本関係 次のいずれかに該当する関係。ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社(以下「子会社」という。)又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。
    - a 会社法第2条第4号に規定する親会社(以下「親会社」という。)と子会社の関係にある場合
    - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (イ) 人的関係 次のいずれかに該当する関係
    - a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社等である場合を除く。
    - b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
  - (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係 (ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

(3) 共同企業体の代表者の資格

- ア 建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受け、直近の経営事項審

査結果通知書における建築一式工事の総合評価値（P点）が、1,600点以上である者であること。

イ 建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び審査申請手続等について（平成22年鳥取市告示第382号。以下「入札参加資格等について」という。）に基づく入札参加資格のうち、土木一式工事（一般）及び建築一式工事（一般）の資格を有する者であること。

ウ 建設業法第3条第1項に規定する特定建設業（土木一式工事及び建築一式工事）の許可を受けている者であること。

エ 平成14年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが完了している場所打ち杭工事であって施工径1,600mm以上かつ長さ20m以上のものを元請として施工した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。

オ 平成14年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが完了している屋外競技場照明装置工事の新設又は改修工事であって高さ37m以上のものを元請として施工した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。

カ 本件工事の設計及び製作に係る期間中において、当該代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術提案参加資格確認申請書類の提出のあった日の3月以上前から継続している者をいう。以下同じ。）にある管理技術者及び照査技術者を、本件工事のうち設計及び製作に係る業務に配置できる者であること。なお、管理技術者及び照査技術者は、同一の者であってはならない。

キ 本件工事の施工に係る期間中において、次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件工事のうち建築工事施工に係る業務に専任で配置できる者であること。なお、カに掲げる管理技術者又は照査技術者が次に掲げる基準を有している場合は、当該建築工事施工に係る業務について兼ねることができるものとする。

（ア）建設業法第27条第1項に規定する技術検定（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3第1項の表の上欄に規定する検定種目を建築施工管理とし、かつ、同条第2項に規定する区分を一級とするものに限る。）の合格証明書の交付を受けている者であること。

（イ）建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、施工の業務に係る期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた同法第26条第4項の登録を受けた講習を受講している者であること。

（ウ）当該代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

（4）共同企業体の代表者以外の構成員の資格

- ア 市内に本店又は支店を有する者であること。
- イ 5の(1)の技術提案参加資格確認申請書類の提出期間の最終日において、鳥取市建設工事入札参加資格者格付要綱(平成17年1月26日制定)に基づき、電気一式工事(一般)のA級に格付されている者であること。
- ウ 建設業法第3条第1項に規定する特定建設業(電気一式工事)の許可を受けている者であること。
- エ 本件工事の施工に係る期間中において、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本件工事のうち施工に係る業務に専任で配置できる者であること。
  - (ア) 設業法第27条第1項に規定する技術検定(建設業法施行令第27条の3第1項の表の上欄に規定する検定種目を電気工事施工管理とし、かつ、同条第2項に規定する区分を一級とするものに限る。)の合格証明書の交付を受けている者であること。
  - (イ) 監理技術者にあつては、電気一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、施工の業務に係る期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた同法第26条第4項の登録を受けた講習を受講している者であること。
  - (ウ) 当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

### 3 総合評価に関する事項

#### (1) 評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

評価は、とりぎんバードスタジアム大型映像装置等事業選定検討委員会(以下「委員会」という。)が行う。

なお、品質の確保を図るため、見積価格が、鳥取市の基本設計により想定される価格及び契約交渉における基準となる価格(以下「基準価格」という。)に対して、下記アの(エ)に記載する基準値を下回った場合は減点とする。

#### ア 評価項目

##### (ア) 企業の技術力

評価項目	評価基準	配点	得点
(1) 施工計画	現地条件及び自然環境を踏まえた施工計画及び施工方法により、適正化と創意工夫が図られている。	2.0 (定性)	/15.0
	基礎の構造等について十分な検討がなされている。	2.0 (定性)	

	現地条件及び自然環境を踏まえた仮設計画及び施工方法により、適正化と創意工夫が図られている	3.0 (定性)	
	現地条件及び自然環境を踏まえた安全の確保に対する検討と創意工夫が図られている。	3.0 (定性)	
(2)企業の施工能力	ヒアリングにおいて、理解力に優れ、質問に対する応答が明確かつ迅速である	5.0 (定性)	

(イ) 企業の信頼性・社会性

評価項目	評価基準	配点	得点
(1)地域精通度	故障発生時、整備拠点及びサポート体制が明記してある。 (有... 2点、無... 0点)	2.0 (定量)	/4.0
(2)地域貢献度	全体における地産品の使用割合 (30%以上... 2点、20%以上30%未満... 1点、20%未満... 0点)	2.0 (定量)	

(ウ) 企業の高度な技術力

評価項目	評価基準	配点	得点
(1) 目的物の性能、機能について	キュービクルについての十分な検討がされている。	4.0 (定性)	/11.0
	夜間照明についての十分な検討がされている。	4.0 (定性)	
	コンクリートのひびわれ発生抑制についての具体的な対策が図られている。	3.0 (定性)	
(2)社会的要請への対応について	工事を工期内までに完成させ、使用でき、工事期間中においても既設設備運用の具体的計画性や安全性が図られている。	5.0 (定性)	/10.0
	施工中に発生する産業廃棄物等の処理方法として、創意工夫が図られ環境維持に配慮されている。	3.0 (定性)	

	<p>施工中に発生する騒音を低減、粉塵の抑制するための検討がなされている。</p>	<p>2.0 (定性)</p>	
--	---	---------------------	--

(エ) その他

評価項目	評価基準	得点
品質の確保	鳥取市建設工事低入札調査制度に準じ、見積価格が調査基準価格を下回った場合は10点減点とする。	最大(-10.0)

イ 全体計画の条件

アの評価項目の(ア)技術提案に基づく施工計画のうち、全体計画による提案は、次の事項をすべて考慮し提案書を作成すること。

- (ア) 特記仕様書の施工要件を考慮し計画すること。
- (イ) 施工上の配慮すべき事項等の技術的所見を記載すること。
- (ウ) 維持管理性及び経済性並びに安全性を考慮し計画すること。

ウ 留意事項

(ア) 定性評価

下記表1に示す5段階評価で加算点を付与する。

表1 定性評価の基準

評価	評価の意味合い	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	AとCの間	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	CとEの間	配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	配点×0.00

具体性がないもの、効果が認められないもの(仕様書で想定している性能と比べ、付加価値が認められない、あるいは乏しいもの)については、Eの評価とし加点しない。また、数値は小数点以下第3位を四捨五入し、算定する。

(イ) 定量評価

提案された数値をもとに、(1)に示す評価方法によって加算点を与える。(数値は小数点以下第3位を四捨五入し、算定する。)

(2) 評価方法

ア 標準点

基本性能を有すると判断できる者には標準点100点を与える。

#### イ 加算点

標準点に加え、さらに優秀な技術提案について(1)評価に関する基準に示すアの評価項目の(ア)から(エ)の項目により加算点を与える。

#### ウ 総合評価

技術提案に係わる総合評価は、ア及びイにより得られる標準点と加算点の合計(以下「評価点」という。)を当該提案者の見積価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{見積価格}\} \times 10^8$$

数値は、小数点以下第5位を四捨五入し、算定する。

#### (3) 順位の決定方法

技術提案書を提出した者については、次の表に掲げる順位の要件に基づき順位をつける。なお、同順位の者が複数ある場合は評価値の高い者を優秀とし、評価値が同じ者がある場合は見積価格の低い者を優秀とする。

順位	要件
1	基準価格の範囲内であり、かつ、評価値が標準点以上の者
2	基準価格を超えており、かつ、評価値が標準点以上の者
3	評価値が標準点未満の者

#### (4) 評価内容の担保

実際の施工に際しては、技術提案を満たす施工を行うものとし、評価における具体的な提案や構造にかかる事項等重要な部分にかかる瑕疵担保期間は引渡しを受けた日から10年間とし、その他の設備等については、2年間(2年間を超えるメーカー保証のあるものについてはその期間)とする。

受注者の責により技術提案を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合で、工期内においては契約金額の減額を行う。さらに、工事検査により確認できない性能にかかるものも同様とするが、契約金額の減額は損害賠償の請求、違約金の徴収等とする。これらの額は、原則として以下の式により算出した金額とする。

$$\text{変更額等} = (\text{請負額} / \text{契約時技術評価点}) \times \text{該当時技術評価点}$$

なお、技術提案に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は、指名停止措置を行うことがある。

また、技術提案の履行確認は、原則として別途仕様書に定めることによるものとし、詳細については、鳥取市と提案者(請負者)が協議して定める確認方法によるものとする。

#### 4 担当部署

〒680-0902

鳥取市秋里 9 0 3 番地

鳥取市環境下水道部下水道企画課（鳥取市役所環境下水道部庁舎 2 階）

電話 0 8 5 7 - 2 0 - 3 3 1 5

FAX 0 8 5 7 - 2 0 - 3 3 1 8

e-mail ges-plan@city.tottori.lg.jp

## 5 技術提案参加資格の確認等

- ( 1 ) 本技術提案の参加希望者は、2 に掲げる参加資格を有することを証明するため、次に従い、参加確認申請書及び資料（以下「申請書」という。）を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、技術提案に参加することができない。

### ア 提出期間及び時間

平成 2 4 年 6 月 2 0 日から同年 7 月 4 日までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する鳥取市の休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで。

イ 提出場所 4 に同じ。

ウ 提出方法 1 部を持参すること。

- ( 2 ) 参加資格確認申請書は、別記様式 1 により作成すること。

- ( 3 ) 添付資料は、次に従い作成すること。

ア 経営事項審査結果通知書の写し

イ 建設業許可書の写し

ウ 同種工事の施工実績

共同企業体の代表者にあつては 2 の ( 3 ) の工及びオに掲げる資格を判断するため、別記様式 4 に記載の上、提出すること。

エ 技術提案参加者間の無関係を証する書類

2 の ( 2 ) のエに掲げる資格を判断するため、別記様式 5 に記載の上、提出すること。

オ 設計施工にかかる配置予定技術者

共同企業体の代表者にあつては 2 の ( 3 ) のカ及びキ、市内に本店を有する構成員にあつては 2 の ( 4 ) のエに掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を別記様式 2 及び 3 に記載するとともに、その資格を有することを証する書面及び会社との雇用関係を証明できるものを添付すること。なお、他工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、参加してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず



技術資料等を提出した場合は、指名停止措置を行うことがある。

カ 共同企業体協定書の副本

別記様式 6 による協定書（副本）を添付すること。なお、協定書（副本）は印影の鮮明なものとする。

キ 使用印鑑届

入札・契約の締結並びに請負代金の請求及び受領に使用する印鑑を、印鑑証明書を添付して、別記様式 7 により届け出ること。

ク 誓約書

別記様式 8 に記載の上、提出すること。

( 4 ) 技術提案参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成 24 年 7 月 6 日までに書面により通知する。

( 5 ) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 市長は提出された申請書及び資料を参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 4 に同じ。

6 技術提案参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

( 1 ) 参加資格がないと認められた者は、市長に対して参加資格が無いと認められた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

ア 提出期限 通知した日の翌日から起算して 5 日以内（休日等を除く。）

イ 提出場所 4 に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

( 2 ) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内（休日等を除く。）に書面により回答する。

7 技術提案の確認等

( 1 ) 技術提案書は A 3 版（又は A 4 版）両面使用とし、別紙技術提案書提出書類にのっとり、提案目的が確認できる事項を最小限度にまとめて作成すること。

技術提案については、その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。なお、鳥取市は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、最優

秀提案者の提案については、選定した理由の説明を求められた場合に他者と比べて優位な点を公表することがある。

作成にあたって、他機関及び他工事との調整が必要となる提案は原則認めない。

## (2) 留意事項

ア 記載すべき事項以外の内容（提案者を特定できる名称、符号、マーク等）は記載しないこと。

イ 技術提案締切日以降の提案書の差し替え及び再提出は認めない。

ウ 資料を含めた提案書すべてに、通しページ番号を明記すること。なお、表示位置は下側中央とする。

エ 文章による説明でわかりにくい場合は、概略図及び写真等を添付すること。

## (3) 技術提案書の提出

ア 提出期間及び時間 平成24年7月6日から同月18日までの日（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。

イ 提出場所 4に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

エ その他

(1)の別紙技術提案書にのっとった提出書類をファイリングし、表面・背面に工事名及び抽選によって決定する記号を記載して、14部提出すること。そのうちの1部は、表紙に共同企業体の名称、代表者名、住所等を記載するとともに、押印すること。また、設計施工費内訳書においても所定の様式に記載及び押印し、封筒に工事名及び共同企業体の名称を記載し封印のうえ、技術提案書と同時に提出すること。

## (4) 技術提案書のヒアリング

技術提案書提出後、要求した工事目的を有すると認められた者について、下記のとおりヒアリングを実施する。

ア 提出された技術提案書の内容及び配置予定管理技術者の技術力について、ヒアリングする。

イ 出席者は、配置予定管理技術者（建築1名、電気1名）を含め、4名以内とする。

ウ ヒアリング内容は、1社につき60分間以内（説明25分、質疑35分）とし、ヒアリングを効率よく行うため、原則として説明はパソコンを利用したプレゼンテーションとする。

エ 提案書に記載ない事項について、説明は認めない。

オ ヒアリングの日時、場所、詳細要領について、別途通知する。

## (5) 失格事項

提出された技術提案書等が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 要求された基本性能を有していないと認められるもの。

- イ 参加資格を有していないことが判明した場合
- ウ 上記(1)及び(2)に適合しないもの。
- エ 上記(1)及び(2)に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- オ 上記(1)及び(2)に虚偽の内容が記載されているもの。
- カ 予算額を超えるもの。
- キ その他委員会が不適格と認めるもの。

## 8 技術提案審査結果に対する理由の説明

- (1) 技術提案の審査結果に対して不服のある者は、市長にその理由について、次に従い書面(様式は任意)により説明を求めることができる。
  - ア 提出期限 通知した日の翌日から起算して5日以内(休日等を除く。)
  - イ 提出場所 4に同じ。
  - ウ 提出方法 持参すること。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内(休日等を除く。)に書面により回答する。

## 9 現場確認

希望する者は、次に従い、書面(別記様式9号)により現場確認を行うことができる。

- (1) 提出期限 平成24年6月20日から同月25日まで。
- (2) 提出場所 4に同じ。
- (3) 提出方法 電子メールまたはFAXにより、事前に申請すること。
- (4) 確認期間 平成24年6月27日及び同月28日
- (5) その他 日程調整により、希望日に沿えない場合があるので留意すること。調整結果は事前に電子メールにより通知する。

## 10 提案説明書に対する質問

この説明書に記載されている内容に関して質問がある場合は、次に従い書面(様式は任意)により提出すること。

- (1) 受領期間 平成24年6月20日から同年7月11日までの日(休日等を除く。)の午前8時30分から午後5時まで。
- (2) 提出場所 4に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送(上記期間までに必着)によるものとする。なお、口頭、電話による質問は受け付けない。これに反する者は1回につき、5点減点する。なお、書面には、回答を受け取る担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを明記すること。
- (4) 回答方法 質問者及び他の参加者に電子メールにより回答する。回答については、

( 1 ) の期間において、1 週間単位でとりまとめを行い翌週に回答するものとし、緊急性を要すると判断される内容は随時回答するものとする。

#### 1 1 契約保証金

鳥取市の規定に基づき契約保証金を納付すること。

#### 1 2 配置予定主任（監理）技術者の確認

最優秀提案者決定後、CORINS 等により配置予定主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、随意契約交渉を行わない場合がある。なお、仮契約締結後の場合、仮契約解除する場合がある。その際、鳥取市は一切の責を負わないものとする。

ただし、病休・死亡・退職等の極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合はこの限りではない。この場合、2 の（3）のキ及び2 の（4）エに掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

#### 1 3 議会の議決

本件の工事請負契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年鳥取市条例第13号）第2条に規定する契約に該当する場合は、契約相手方の選定後仮契約を締結するものとし、鳥取市議会の議決を得て本契約とする。

仮契約の締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した共同企業体の構成員が2の要件を満たさなくなった場合又は入札参加の資格制限若しくは指名停止措置を受けた場合は、市は仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。仮契約を解除した場合、市は一切の損害賠償の責めを負わない。

#### 1 4 契約交渉

3 の（3）の規定により第1位とした者のうち最も優秀とした者と随意契約の交渉を行う。交渉が不調の場合は、次に優秀とした者と交渉を行い、同順位の者がいないときは下位の順位の者のうち優秀としたものと順次交渉を行う。なお、仮契約締結後でも、本契約締結までの間は、2の参加資格に掲げる資格のない者とは契約を解除できるものとし、市は一切の損害賠償の責めを負わない。

#### 1 5 契約書等作成の要否等

( 1 ) 契約書 「要」

( 2 ) 工事費内訳書 「要」

#### 1 6 支払条件

前払、中間前金払及び部分払の詳細は、契約交渉において協議することとする。

17 火災及び風水害保険付保の要否 「要」

18 関連情報を入手するための照会窓口 4に同じ。

19 提案値の変更に関する事項

施工条件の変更、災害等、請負者の責に帰さない事由により、技術提案評価項目に影響を及ぼす場合は、以下の式により読み替えて適用することを基本とし、これ以外の事案については、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

$$\text{変更「提案値」} = (\text{条件変更の鳥取市算定値} / \text{当初計画の鳥取市算定値}) \\ \times \text{入札に係る「提案値」}$$

20 添付資料

次に掲げる資料は、本技術提案説明書と一体となるものであるため、内容を十分確認すること。

- (1) 参加資格確認様式 別記様式 1～9
- (2) 技術提案書提出書類様式
- (3) 基本設計書及び仕様書
- (4) 参考図面及び関連資料等

21 その他

- (1) 書類の作成及び契約の手続きにおいて使用する言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 本説明書を入手した者は、これを本手続き以外の目的で使用してはならない。
- (4) 契約締結後の技術提案として、請負者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、鳥取市に提案することができる(ただし、総合評価に係る技術提案の範囲を除く。)。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。
- (5) 本件技術提案に係る書類等の作成及び提出に要する費用等は全て参加希望者の負担とする。なお、失格等の場合も同様とする。
- (6) 提出された書類等は、作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出された書類等は返却しない。